

青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書

陳情第7号

平成27年11月17日



霧島市 議會議長

常盤信一様

陳情者 中洲フミエ印

住 所 鹿児島県霧島市国分  
清水一丁目

**陳情の要旨**

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国は相繼ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状をみると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果さなかつたゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものであります。以上の理由により、一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定されるよう陳情致します。

## 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国は相繼ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状をみると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果さなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものであります。以上の理由により、一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定されるよう請願致します。

### 意見事項

1、「青少年健全育成基本法」を制定するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を政府にたいして提出し、法律の制定を請願致します。

平成 年 月 日

(宛先)

衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、法務大臣、厚生労働大臣、外務大臣、経済産業大臣、警察庁長官

議会議長